

〔研究ノート〕

『宗国史』に見る伊賀国無足人制度

田村裕一

はじめに

藤堂高虎は、その生涯で、浅井長政、阿閉貞征、磯野員昌、織田信澄、羽柴秀長、豊臣秀吉、徳川家康と七度も主君を変え（そのこと自体は戦国時代において、さして珍しいことではなかったが）その仕えた先々で重宝され、晩年には、徳川家康の参謀として、徳川政権の中核で活躍した男である。戦国期において、主君を度々変え、いつ寝返るかわからないような男は、「コウモリ男」や「渡り奉公人」等と呼ばれ、その末路は悲惨な運命をたどることが多かった。そのような中で、最後まで生き残り、功なり名を遂げた高虎の存在は特異である。他の同様の戦国武将と比較することで、高虎の生き方や処世術といった「実像」が見えてくるのではないかと考えた。

その一方、歴史上の人物を研究対象とすることは、中国大陸に端を発する歴史書の作法において、「列伝」として一分野をなすものであったが、そうした観点からの研究は現在それほど盛んであるとはいえない。高虎についても例外ではない。信長公記をはじめとする「野史」のなかで描かれる高虎のイメージが、現時点にいたつても強く影響を与えていることは否定できない。こうした固定観念や一般的なイメージに囚われないためにも、史料を忠実に読むことで、その人物像を客観的に書いていかなければならない。以上のことから、高虎についても、史料から丹念にその人物像を描きなおす作業が必要となる。

さて、高虎についての史料状況であるが、彼の一代記を描いた『高山公実録』、津藩の初代藩主藤堂高虎、二代高次、三代高久の三代藩主の事績を編年集成的に『公室年譜略』、津藩の藩史である『宗国史』、伊賀城代家老日誌の『永保記事略』等藩政初期史料が存在する。しかし、こ

れらの全てが高虎の死後、津藩の人間や高虎の子孫が書いた、言わば津藩の「正史」である。したがって、これらの史料は、高虎の人物像についての「美化」ないし「正当化」がその目的とされていることを否定することができない。これらの観点から、藤堂高虎について考察することは非常に困難であると考えに至った。

一方、藤堂高虎について検討を重ねていく中で、高虎の在郷支配の在り方である「無足人制度」に関心を抱くに至った。無足人制度は、他藩という郷土制度である。しかし、第一章で述べるが、無足人制度は、その成り立ちも背景も構成員も他の郷土制度とは一線を画し、津藩独自の郷土制度として特異な制度である。

本稿の目的は、津藩の藩史である『宗国史』の中から無足人及びそれに関連した史料を抽出し、無足人制度の制度的側面、具体的には役職毎階層毎における無足人の特権について分析することを通じて、無足人の「実像」の一面を検証したいと考えている。無足人の実像については、特に、深く考察していく。またこうした分析によって、正史に現れぬ高虎の一面を浮き彫りにすることにもなる。

一、伊賀国無足人制度の成立

無足人の語義

この節では、本稿の主題である「無足人」とはどのような意味であるのか、その一般的な語義について、概観しておく。無足人という歴史用語は、無足という語が中世的であるのに対して、きわめて近世的である。

江戸時代後期の学者星野常富の『国郡管轄考』には「給人は土地を給ふの意、無足は蔵米給にて土地をたまはらざるをいふ也」とある。つまり、給人は所付知行地を給与された者であり、無足人は蔵米給で土地を持たない者であるというのが、江戸時代の一般的な無足人の意味であるといえよう。

これに対して、津藩における無足人の語義は、『宗国史』の「宝永年中国録進將士斑籍 家中役人座席之覚」の無足人頭の史料に「俗謂無俸祿而

供公用、爲無足」、つまり「俸禄を与えずに、公用に奉仕することを無足と言う」として、あくまで身分は農民であり、耕作する田地を有するが、士分並みの家格を許されていた、すなわち郷士であった。無足人は下級武士というのが江戸時代の一般的な概念であるので、士分並みの待遇・特権を持つ郷士を津藩では、無足人と呼んだと推察される。無足人頭の史料については、俸禄に関して矛盾点・疑問点が散見されるので、第二章で明らかにしていく。

伊賀国無足人の研究史

伊賀国無足人研究の先達者は寺尾宏二氏である。寺尾氏は、昭和十一年、一二月号の『経済史研究』第一六巻の四、六号で「無足人の研究―藤堂藩の郷士制度、特に伊賀国に於ける」という論考を発表した。この中で、寺尾氏は「無足」の語意についてすでに、無足は無職ならんと推測・考察されており、職は得分なることを主張されていた。久保文武氏は、寺尾氏について、「無足の原義において用いた史料が異なるため、若干推論が異なるが、大きく対立するような所はない。」と述べている。そして、伊賀国無足人について、初めて体系的にまとめられた著書が久保文武氏の『伊賀国無足人の研究』であった。それ以前にも森岡清美氏が「伊賀郷土史研究会誌」第三号で「伊賀藩無足人制度の諸問題」という論考を発表され、無足人の本質、無足人の特権について触れられているが、無足人頭と藪廻り無足人がどの階層（御目見無足人と平無足人）から構成されているかについて若干見解が異なっている。

いずれにしても無足人研究の先行研究はあまり多いとは言えないので、その中から最新の研究を見つけ、その論点がどこにあるのかを見極め、現在無足人を研究する意義を見つけ出さなければならぬ。また、無足人だけを見るのではなく、近世の在郷支配や他藩の郷士制度とも絡めて研究することが重要である。

『宗国史』の史料的性格

『宗国史』は、伊勢国津藩の藩史である。編纂者は、初代藩主藤堂高虎の異母弟藤堂出雲高濤より六代目の出雲高文である。寛延四（一七五

一）年に自序が書かれている。しかし、高文が天明四（一七八四）年に没し、未完に終わっている。校訂者は、高文の弟高周（たかかぬ）の六子で、出雲家九代目を継いだ高芬（たかか）が記した『永保記事略』『庁事類編』とともに、津藩の三大史書と言われている。初代藩主高虎・二代高次・三代高久の事績、一族功臣の年譜・小伝、書状・触書・禁令・村別人口・戸数・寺社・牛馬数・舟数・知行・石高などが記録されている。写本は、藤堂本家、藩校有造館、支校伊賀上野の崇広堂などに保存されていた。明治二〇（一八八七）年にその一部が、東京大学史料編纂所において筆写された。崇広堂の写本三冊は無事残っているが（三重県上野市立図書館）、その他は昭和二〇（一九四五）年の戦災で焼失した。昭和七年までに集めた原稿を基礎として公刊された『津市史』三（昭和三六年）によれば、『宗国史』は全部で百二巻あったとされる。しかし、藤堂高文の墓碑文では、「私撰宗国史一百」、高文系図では七〇巻とされており、構成の細部については検討すべき点が残っている。昭和一六年上野町教育委員会が公刊したが、津市にあった史料原本は、戦災により失われた。その後、同五四年（五六年）、欠落部を訂正しさらに新史料によって若干増補したものが上野市古文献刊行会により刊行され、現在に至っている。

伊賀国無足人制度成立の背景

津藩は、四代將軍徳川家綱の時に、幕府が領地判物と目録を一斉に発給した「寛文印知」（寛文四年）によると、伊賀一國一〇万石余、伊勢国八郡一七万石余、山城国相楽郡一萬石弱、大和国四郡四萬石余、下総国の香取郡に三〇〇〇石、都合三二万三九五〇石余に渡る広大な地域を知行地とした藩である（図二）。その中で、無足人制度という郷士制度が、まず最初に伊賀に設置された理由は大きく分けて三つある。まず、一つ目の理由は、

【史料一】

津府ハ、土薄ク水浅シ、伊賀、則山路崎嶇、所謂天嶮之國也（以下略）

津府は、土が痩せていて海拔も低い。伊賀は山路が険しく、いわゆ

る天嶮の国である。

【史料二】

十六年、春正月、津城及び上野城を拓修す、公上野を以って根本と爲す。

十六年、春正月、津城及び上野城を改修する。公（藤堂高虎）上野を（津藩の）根本とする。

とあるように、津藩の最重要拠点伊賀とする視点、すなわち何よりもまず伊賀を守るという基本方針を藩主自ら示したことである。また、この基本方針は、徳川家康が対大坂方の最前線として高虎を伊賀に封じた理由とも合致する。

そして、二つ目の理由は、伊賀国の地理的要因である。伊賀一国は全て津藩の領土であり、且つその周囲も北部は、近江の甲賀、西部は柳生藩、西南方に天領と織田藩があるが、甲賀の多羅尾氏は津藩と関係が深く、天領も津藩の管理のものが多く、柳生藩を除いては、ほとんど自藩で囲んでいる形であった。そのため、他藩の意向をあまり考慮する必要もなく、また他藩の干渉を受けることもなく諸施策を実施できる国であった。

最後の理由として、江戸時代初期における伊賀国地侍衆の状況が考えられる。第一次、第二次と続く織田信長の伊賀制圧戦である天正伊賀の乱によって、伊賀の地侍衆は、ほとんど壊滅的な打撃を被った。この戦争で、伊賀国内の田畑は焼き払われ、没落した地侍も少なくなかった。しかし、在地小領主としての、在地土豪としての歴史的伝統が完全に死滅・払拭されたわけではない。帰農した伊賀地侍衆は、依然として多くの下作人、被官百姓を有し、名実共に村落の指導者であった。また、武力・土地を失った伊賀地侍衆もまた、宮座の伝統や被官との隷属関係の中で、指導者的役割を果たしていた。このように、伊賀地侍衆は、天正伊賀の乱後も依然として、侮れない軍事力を持ち、且つ村落内では指導者であった。伊賀に入封した藤堂高虎としては、治安上においても在郷支配においても一刻も早く彼ら伊賀地侍衆を懐柔し支配下に置くことは急務であった。この論拠となる史料として『宗国史』の「国約志民政雑録」を取り上げる。

【史料三】

民政雑録

御書頂戴仕候然は伊賀國中窄人引籠り罷在候分一在所も不殘ひそかに吟味仕帳を作り上可申旨奉行□□先度改置候得共又為念ひそかに吟味仕よき者あしき者改帳を作り進上可仕候將又無足人之内能者は又改書上可申候間右之趣御披露可（被）仰候 恐惶謹言

寛永七年九月廿四日

加納 藤左衛門

藤堂四郎右衛門殿

書状を頂戴いたしました。伊賀國中には窄人的地侍が引き籠っている、一つの在所も残すところなく、ひそかに調査して、帳面を提出しよう申し渡しているが、再度念の為にひそかに（窄人的地侍のうち）良い者と悪い者を書き分けた調査書を提出しよう申し渡している。また、無足人の内能力的に優れている者（才能のある人）をこれまた改めて書いて提出するように申し渡している。何とぞこの趣旨を殿にご説明申し上げていただきたい。

寛永七年九月二四日

加納 藤左衛門

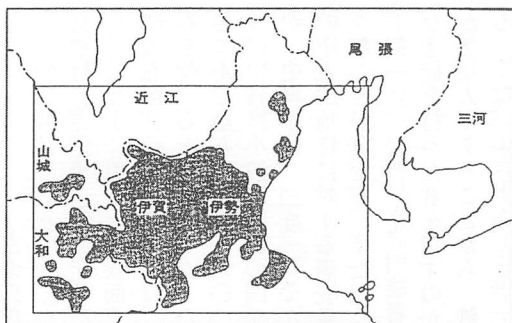
藤堂四郎右衛門殿

この史料は、寛永七（一六三〇）年九月二四日、伊賀領の加判奉行（伊賀奉行）加納藤左衛門が江戸家老藤堂四郎右衛門へ伊賀の窄人的地侍衆を、ひそかに調査し、帳面を作っていることを報告したものである。加納藤左衛門の父加納直成は、伊予で高虎に仕えて従軍を重ね、二〇〇〇石を受ける上級家臣となった人物である。直成が伊賀上野へ移るその子息である藤左衛門も一八〇〇石を与えられ、伊賀奉行となった。そして、彼は伊賀郡小波田新田の開発に心血を注いだ人物でもある。本題に戻るが、史料中に、「二度「ひそかに」という言葉が出てくることから、伊賀の窄人的地侍に対する調査及び帳面作成は、国家機密レベルの作業であったことが窺える。また、この史料には、いくつかの疑問点もある。まず第一に、「無足人之内能者」＝才能のある人とは、具体的にどのようなた能を持った者を指すのかということである。これに関しては、対象が無足人であることから、鉄砲に熟練している者ではないかと考えられる。また、「よき者あしき者」という表現も抽象的で何を判断基準として、

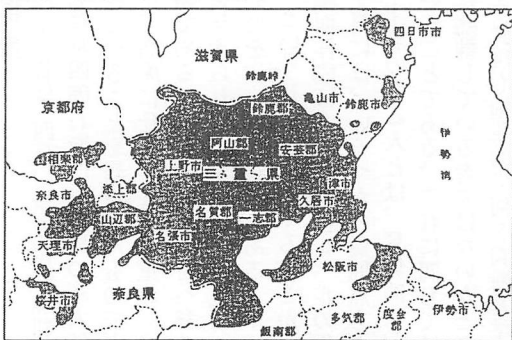
よき者とあしき者に選別しているのが不明確である。おそらくは、天正伊賀の乱によって、没落してしまった地侍、土地や財産を失った地侍の中で、素行が悪い者や謀反や一揆を起こしそうな者ではないかと考えている。また、今回牽人という語を牽人的地侍と解釈した。これは、この寛永七年という時代に、幕府が、武家諸法度に違反したり、末期養子の禁に背いたりした大名を容赦なく次々と改易や転封に処した結果、激増した牽人が社会問題となったからである。この問題は、伊賀国とて例外ではなかったであろう。この時代状況も鑑みるに、素直に牽人（この場合は、主君を持たず、俸禄を失った武士の意）と解釈して、他国から流れてきた者やそのまま住み着いてしまった者を指してもいいのかと考えているが、まだ結論は出ていない。

先にも述べたが、伊賀の牽人的地侍衆や無足人に対して、ひそかに調査し、帳面を作った目的は、藩の治安対策上、牽人的地侍衆や無足人の実数、且つどのような人間がいるのか正確に把握することにある。

この史料の解釈に関して、久保文武氏は、「ここでいう無足人という言葉は、無禄であり、牽人的地侍をさす」として、同じく史料中の牽人と同義語であると捉えているが、牽人と無足人は同義語ではない。なぜなら、後に述べるが、寛永七（一六三〇）年より七年前の元和九（一六二二）年の越前戒厳の際に、無足人制度の基盤は既にできており、この史料で言う無足人も軍事的な関係や在郷支配における関係等何らかの形で藩の支配下に入っていると考えられ、藩とは全く封建的な関係のない牽人的地侍とは意味合いが違うからだ。そもそも牽人と無足人を同義語で捉えるならば、わざわざ言葉を使い変える必要がないのである。よって牽人と無足人は同義語ではないと解釈した。



(旧国名のなかでの津藩領、他に下総国香取郡内に一四カ村。なお久居藩は津藩領に含めて示した。)



(現代の地図上での津藩領域)

図1 津藩領域図

出典：深谷克己『津藩』（吉川弘文館、二〇〇二年）

二、無足人の階層と特権

無足人と一口に言っても、無足人には様々な階層・役職が存在した。無足人の階層は、御目見無足人（御供無足人）と平無足人の二階層があり、無足人と名の付く役職は、無足人頭、藪廻り無足人、山廻り無足人、小波田新田無足人といくつも存在する。この他にも無足人家でありながら、村里を離れて、津藩に家中奉公する無足人も存在した。彼らは、伊賀者、染井詰無足人、御屋敷番、御歩行、小姓、茶坊主等として仕えたが、いずれも軽輩であった。これに関して、森岡清美氏は、これらの「家中奉公は津政府の無足人に対する生活保護的な意味をもつ。」と述べている。また、無足人の階層・役職毎における俸禄や藩から認められた特権も様々であった。この章では、それぞれの無足人について、『宗国史』の史料からわかる制度や特権、生活の様子について考察していく。

無足人頭

『宗国史』の「職品志」に、「宝永年中録進将士斑籍 家中役人座席之覚」という史料があり、藩の役職を解説している。役職は身分順に書かれており、後ろの方になればなるほど、軽輩の身分ということになる。無足人頭は、九三席目である。

【史料四】

無足人頭

屬伊州主城管下、農兵也、五員。俗謂無俸祿而供公用、爲無足、村里有名之家、報官、自製一副甲冑、一根長槍、則許下帶兩口刀、別衆戸、呼之曰無足人、或曰郷士、越前戒嚴之日、高山公命、募封内農兵五十名、以葛原半爲都頭、事罷放還、爾後命伊藩、定此法、擇農兵解銃者百三十名、復租各二包、二十六人爲一隊、便五隊、置頭目五員、其祿七包、至十三包。

無足人頭

伊賀国上野城の管轄下に所属する農兵であり、五人いる。俗に、俸祿を与えずに、公用に奉仕することを無足と謂う。村里の有名な家を藩が任命し、自前で甲冑と槍を有する。大小両口刀を帯びることを許し、一般百姓と区別して、無足人、或いは郷士と呼ぶ。

越前戒嚴(の事件)に際して、高山公(藤堂高虎)が領内から農兵五十名を募ることを命じ、葛原半(葛原半太夫)を都頭とした。越前戒嚴の事件が終わるにつき解散する。その後伊賀藩に命じ、此法(無足人制度)を定め、農兵のうち銃の扱いに慣れた者(銃の扱いが堪能な者)百三十名を選び、貢租から各一俵を返す(与える)。二十一人を一隊となし、全部で五隊。頭目を五人置き、其の俸祿は七俵から十三俵までである。

これをまとめると、

①無足人頭は、伊賀国上野城城代藤堂采女配下の農兵であり、五人いる。

(組織)

②一般的に、俸祿を与えずに、公用に奉仕することを無足と言う。(無足の語義)

③村里の有名な家から任命され、自前で槍甲冑を保持する者。(資格)

- ④一般百姓と区別され、大小両刀を帯刀することが許されていた。(特権)
- ⑤越前戒嚴の時、高虎が命じて、領内から農兵五〇名を選び、葛原半太夫を頭として組織し、事件の後、一旦解散するが、その後伊賀藩に命じて、この制度を設置した。(起源)
- ⑥農兵の中から銃の扱いが堪能な者百三〇名を選び、一六人を一隊となし、全部で五隊であった。また、その俸祿は二表である。(構成員とその俸祿)
- ⑦無足人頭の俸祿は七俵から一三俵までである。(無足人頭の俸祿)

となる。この史料の解釈に関して、森岡清美氏は、論考「伊賀藩無足人制度の諸問題」の中で、次のように述べている。

「無足人とは次の属性を有する社会層である。
(1) 居村においては「村里有名之家」である。
(2) 藩に対しては「無俸祿而供公用」する。

(3) 「報官、自製一副甲冑、一根長槍」して右の公用に備える。
(4) そのため藩によって「帶兩口刀」することを許され「別衆戸」した取扱いをうける。

藤堂藩の機構にあみこまれた制度としての無足人にとって、(1)はいわば前提条件、(2)は必要条件、(3)は(2)の核心的内容、(4)は(2)の結果だとみられるから、(3)は最も重要であり、若し之が満たされなるときには、(1)の条件を具備するものと雖も(4)の待遇を剥奪された。(2)の公用とは庄屋・大庄屋等の地方官僚として果たす役目ではなく、(3)によって知られる通り軍用であった。無足人が伊賀藩制のなかに組み入れられた事の起りは農兵としての軍用であり、この任務が後に至るまで無足人の性格を規定したのである。

それでは、この史料のまとめについて、一つ一つ考察していこうと思う。①の上野城城代藤堂采女は、旧姓を保田元則と言ひ、伊賀国予野庄の土豪千賀地家の出身である。千賀地家は、伊賀最大の名族服部一族の流れを汲む名家である。保田元則は若い頃、増田長盛に仕えたが、慶長六(一六〇一)年、高虎が伊予国板嶋にいた時、召し出され知行一五〇〇余石を拝領した。越前戒嚴の際は、先手侍大将として、五〇騎の組下の侍と自分自身の家来を率いて備えた。そして、寛永一七(一六四〇)年、

伊賀上野城代職に任じられ、以後藤堂采女家の世襲となった。伊賀にいた頃の保田元則の実力や地位ははっきりとはわからないが、名族服部一族の流れを汲むことから伊賀地侍衆に対して、ある程度影響力はあったと思われる。このため、藤堂采女が伊賀城代に任じられ、無足人頭を配下としたのではないだろうか。

次に②だが、ここで一つの疑問が生じる。②で、俸禄を与えずに、公用に奉仕することを無足と言うとあるにも関わらず、⑥、⑦を見ると無足人頭及びその配下の無足人について、その俸禄が明記されているのである。これは、一体どういうことであろうか。森岡清美氏によると、「無俸禄とはそれをもって生計をたてうるほどの給与をなくしての意味と解すべきであり、配下の無足人についても「復租各二包(貢租から各二俵を返す)」は「弁当料程度」と述べている。つまり、無足人は、全くの無報酬で公用に奉仕したのではないが、その俸禄だけで、生活を営むことはできなかった。無足人頭は、世襲制であり、「宝永年中録進将士斑籍家中役人座席之覚」にも名を連ねていることから、津藩の家中奉公人として家禄を食んでいたが、一般の無足人は、その日常生活において、地下の百姓と異なるところがなかったのである。

③についてだが、まず「村里有名之家」とは、具体的にどのような人達を指したのであろうか。「村里有名之家」には、筋有り(侍筋)の旧家と金穀を藩のために用意したり、村落において多大な貢献のあった新興勢力とでも言うべき筋無き(侍筋ではない)実力家の二つの要素があった。筋有り村里有名の家には、伊賀を最初に支配した筒井氏の家臣であった家筋の者もいたかもしれないが、筒井定次は自らの家臣団を率いて入国し、罪を得て改易されると、その家臣団は四散したという。そのため、大部分は筒井定次入国以前より土着していた地侍衆であった。藩制初期においては、無足人は圧倒的に前者の方が多かったが、後期以後、幕末に近づくにつれて後者の比率が急激に増加した。

⑤の越前戒厳とは、將軍徳川秀忠が、元和九(一六二三)年二月、越前福井六七万石松平忠直を豊後(大分県)に配流した事件である。忠直配流に際して、忠直が兵を起こすのを警戒して、秀忠の内意を受けた大名が出陣の用意をした。高虎はその先鋒に任じられ、まず、子高次を津

に帰して兵備を整えさせた。『宗国史』の「兵賦志 越前戒厳簿書」によると、

【史料五】

越前戒厳簿書

軍法之定

- 一、先手の鉄砲大將
- 二 萬石 藤堂 式 部銃卒六十人
- 千 五百石 澤田 但 馬同上
- 千 石 中村 源左衛門銃卒四十人
- 二千五百石 梅原 少右衛門銃卒六十人
- 千 石 宿毛 甚左衛門銃卒四十人
- 千 石 白井 久兵衛銃卒四十人
- 合鉄砲大將六人鉄砲三百挺
- 一、先手侍大將
- 二 萬石 藤堂 宮内少輔騎馬四十騎
- 二 萬石 藤堂 與右衛門騎馬五十騎組下之侍并自分家來共
- 二 萬石 藤堂 式部少輔騎馬同上
- 二 萬石 藤堂 采女同上
- 二萬五千石 蒲生 源三郎騎馬三十騎組下之侍并自分家來共
- 二 萬石 小森 伊豆騎馬二十騎組下之侍并自分家來共
- 一 萬石 湯淺 右近同上
- 合侍大將七騎
- 惣騎馬三百騎 内二百騎組下之侍
- 知行高十二萬二千石
- 一、旗奉行
- 藤掛 勘十郎 野依 清右衛門
- 磯野 右近 苗村 石見
- 合四騎
- 一、二番備鉄砲頭
- 三千石 藤堂 右京 鉄砲六十人
- 千石 野崎 新平 同 三十人

『宗国史』に見る伊賀国無足人制度

千石 村井 惣兵衛 同 三十人
 千石 吉田 貞右衛門 同 三十人
 千石 高橋 甚内 同 三十人
 千石 菊川 源太郎 同 三十人
 千石 百々 太郎兵衛 同 三十人
 合七騎

鉄砲數合二百四十挺
 知行高合九千石

一、中備

二万石 藤堂 仁右衛門 騎馬四十騎組下之侍并自分家來共
 四千五百石 藤堂 主膳 騎馬三十騎組下之侍并自分家來共
 五千石 藤堂 玄蕃 騎馬八騎自分家來
 五千石 藤堂 新七郎 同上
 三千石 藤堂 勘解由 弓大將騎馬弓二十騎步行弓二十人
 二千石 主殿助 同上
 合侍大將四騎
 弓大將二騎
 總騎馬百二十六騎 内組下之侍九十五騎
 知行高合四万八千五百石馬上弓組之知行共

一、鎗奉行

服部 竹助 堀 彦八郎
 山中 兵助 宮部 勘左衛門
 合四騎

一、小指物奉行

藪田 清右衛門 瀧岡 助左衛門
 櫻木 彌十郎 勝山 金三郎
 合四騎

一、旗本備

三千石 藤堂 内匠 騎馬三十五騎組下之侍并自分家來共
 二千石 須知 主水 同上
 千五百石 藤堂 孫八郎 騎馬不詳

母衣組

千五百石 大津 傅十郎 千五百石 坂井 外記
 千五百石 花崎 左京 二千五百石 澤田 平大夫
 千石 柏原 新兵衛 千五百石 堀 伊織
 千五百石 矢倉 大右衛門 千五百石 落合 左近

大小姓組

四十騎 知行高一万二千石

小兒姓組

二十騎 知行高五千石

合旗本備侍大將 三騎 母衣組 六十騎

小姓組 六十騎

高合騎馬 百三十騎 内組之侍五十五騎

鉄砲 四百六十挺 母衣 八十馳

知行高合三万七千七百五十石

内一萬三千七百五十石組附之侍五十五之知行

總騎馬合五百八十騎

總鉄砲合千挺

總弓 合八十張

總母衣合八十馳

總知行高合二十八万六千九百石

以上

役儀之覺

一、家中知行取五百石ニ馬壹疋宛之事 但千五百石ヨリ下ハ手前之

乘馬追タルベク事

一、百石ニ一人半役之事

一、馬壹疋ニ銀子二百匁カシ可申候事

一、百石ニ五石宛カシ米可仕事

一、切米ハイツモノカシ米ノゴトク相渡可申候事

以上

右之通米ハ伊賀ニテカシ可申候銀子ハ津ニ有之銀子之内ニテ渡シ可

申候委細ハ主殿口上ニ可申候者也
元和九年正月二十日御判御印判

藤堂式部殿

藤堂采女殿

石田清兵衛殿

中小路五郎右衛門殿

百々太郎兵衛殿

加納藤左衛門殿

その兵力として、先手の鉄砲大將の藤堂式部が二万石の格式としての軍役を用意、以下五人の鉄砲大將、四〇人より六〇人の銃卒三〇〇挺・二番備鉄砲隊七騎・合二四〇挺、他に母衣組の鉄砲四六〇挺、総鉄砲一〇〇〇挺、総騎馬五八〇騎、総弓八〇張、総勢で一七〇〇近くという大規模な陣容であった。【史料四】の無足人頭の内容から、この時、葛原半太夫を頭として農兵五〇人が組織されたが、越前戒嚴簿書に記載はなく、どこに配置されたかは不明である。これに関して、久保文武氏は、「農兵ということ、簿外の戦闘要員であったかもしれない。やはり、この時組織された葛原半太夫以下五十人の農兵はあくまで予備兵力に過ぎなかつたのであろう」と述べている。しかしながら、このことは非常に重要な意味を持つてくる。なぜなら、元和九（一六二三）年の越前戒嚴の時点では、津藩において、まだ無足人という組織（呼称も含めて）が存在していなかつたことが明らかになるからである。また、実際には出陣しなかつたとはいえ、葛原半太夫以下五〇人も組織されているにも関わらず、正規の軍名簿にその記載がなかつたということは、この時点での無足人の前身としての農兵の在り方、扱われ方、身分を示す材料となりうるからである。

藪廻り無足人

結論から述べると、藪廻り無足人とは、第一節で述べた「宝永年中録進將士斑籍 家中役人座席之賞」の無足人頭の「擇農兵解銃者百三十名、復租各二包、二十六人爲一隊、便五隊」の者達である。藪廻り無足人は、鉄砲無足人であり、幕末には「郷鉄砲」という名称に改名され、民兵と

して伊賀一円の平無足人をも挙げて組織され、大和天誅組、鳥羽・伏見の戦い、以後の東征に参加するに至るのである。このため、藪廻り無足人には、鉄砲の習熟が要求された。

【史料六】

鉄砲稽古玉薬渡事

一、薬九貫三百六十目

藪廻り無足人百三十人四ヶ月分一ヶ月に六日之稽古、一人に薬三

匁、但三分一放 分一匁也

一、玉六千二百四十

右同断一日に玉式つ宛三放の内卷つかへし

一、薬七貫式百目

新田鉄砲百人一ヶ月六日之稽古、一人に付三放宛

一、玉四千八百

右同断

右之玉薬御国無足人頭新田鉄砲之小頭手形にて渡す、但武器奉行衆

宛所之手形に奉行裏判出ス

これによると、藪廻り無足人は一年の内の四ヶ月間、しかも一ヶ月の内六日間は、農作業を手放し、鉄砲の稽古を行わなければならなかつた。全部で二四日間である。しかし、面白いことに、鉄砲の稽古と言っても実際に発砲できるのは三発だけであつた。そして、毎年十一月一日、一五日には、伊賀城代藤堂采女方の射場において、奉行・大横目列座の中で訓練の査察が行われた。また、玉薬の受け取りは、手形にて無足人頭のみが行えたという点にも注意したい。第三章の第一節で述べるが、伊賀国には鳥之法度という法律があり、みだりに鉄砲を使用してはならないという禁令があつた。しかも、それを監視するのは、鳥目付と呼ばれる伊賀者であつた。江戸時代において、それだけ鉄砲いう武器が危険視されたことを示すものである。

「土兵條」に見る無足人の特権

この節では、『宗国史』の「土兵條」の史料を基に、無足人の具体的な特権について一つ一つ見ていく。まず、無足人の衣服について考察する。

【史料七】

一刀指候無足人之衣類大庄屋同前たるへし同妻女之衣類右同前其外之百姓は御制法可相守事

天和三年十一月七日 十一ヶ條内 三郎左工門
安左工門

一刀を指している(帯刀を許されている)無足人の衣類は、大庄屋と同じとする。刀を指している無足人の妻女の衣類も右に同じく大庄屋の(妻女の)衣類と同じとする。其の外の百姓は、御制法を守るようにする事。

天和三年十一月七日 十一ヶ條内 三郎左工門
安左工門

この史料は、無足人の衣類に関する規定である。これによると、帯刀を許されている無足人及びその妻女は大庄屋とその妻女の衣類と同じようにするとある。大庄屋の服装の規定がどのようなものかはわからないが、村役人のトップである大庄屋と同じということは、かなり良い服装を許されていたのであろう。裏を返せば、帯刀を許されている無足人は、村落内において大庄屋と同等の地位であり、財力を有していたのではないかと推測される。また、「其外之百姓は御制法可相守事」とあるのは、「宝永年中録進将士斑籍 家中役人座席之覚」の無足人頭の史料中の「別衆戸」の具体的事例であると考えられる。

【史料八】

覚

一 御目見無足人八拾四人ハ格別之者ニ候間刀許之候衣服袖可着之他所へ參候時ハ絹も心次第ニ着用可仕候此旨可申渡也

元禄三年七月十九日 同上

一 御目見無足人八十四人は格別(特別)な者であるので、刀を許し(帯刀を許し)衣服も袖(袖織か)を着てよい。他所へ行く時には、絹も自由に着用してよい。この旨申し渡すものである。

元禄三年七月十九日 同上

この史料は元禄三年の史料のだが、まずわかることは、この時、御目見無足人が八四人いたということである。次に、御目見無足人は、帯刀

は元より常時袖織を着ることが許されている。更に、他所へ行く時には絹も自由に着用することが許されている。元禄時代、一般の百姓が麻や木綿の衣服を着ていたのに対して破格の特権である。次に、無足人の夫役の免除について考察していく。

【史料九】

一 國中むかしよりすじ有無足人ハ夫役屋なみがかりの事にハ其断不
及記事

一 兄第一所ニ罷在候者弟別家ニ成候共弟ハ帳面ニ附申しき事
一 奉公ニ出候者ハ奉公人と肩書可仕事

一 薮廻り山廻り之無足人役目替候者ハ平無足人之所に書入可申事
一 是迄帳面ニ不附無足人在之帳面ニ附度と願候者有之候は大庄や入
念吟味之上其村村庄や年寄組頭共之一礼を取可訴之詮議之上可申
付候

一 一領卷本下人召連可申との無足人有之候は是又大庄や入念吟味仕
其村之庄や年寄一礼取可訴之詮議之上申付候者御目見無足人之所
へ記可申事

一 附御目見無足人帳如例年上ヶ帳扣帳五月十日切ニ奉行所へ差上
ケ可申事

一 薮廻り無足人之内へ村之庄や入申し候事
一 右任先規且又去春津ニ而詮議之上如斯条目相違無之様ニ改帳面ニ
差上ヶ可申候也

元禄三年四月四日

市内
長左工門

一 (伊賀) 國中で昔より筋有り無足人は、夫役屋並み懸かりの事は
記すに及ばない(言わずもがな免除する)。

一 兄弟が一所にいる(一緒に住んでいる)者は、弟が別家を立てた
としても、弟は帳面(無足人帳)に付け加えてはいけない。

一 奉公に出た者は、(無足人家であったとしても)奉公人の肩書で
役目につく事。

一 薮廻り無足人、山廻り無足人の役目替は、平無足人の所に書き入

れるようにする事。

一これまで無足人帳の帳面に付けなかつた無足人で、無足人帳の登録を願ひ出る者があれば、大庄屋が入念に吟味し、その村の庄屋・年寄・組頭の一札を取つて上訴しなさい。詮議の上申し付ける(許可する)。

一(具足を)一領(鎧を)一本持ち、下人を召し連れて申す無足人がいれば、これも又、大庄屋が入念に吟味し、その村の庄屋・年寄・組頭の一札を取つて上訴しなさい。詮議の上申し付けた(許可した)者は、御目見無足人の所へ記しておく事。

御目見無足人に付け加え、例年のように帳を提出し、控えの帳を五月十日を締め切りに奉行所へ差し上げるようにする事。

一村の庄屋は藪廻り無足人に入れない事。

右の先の規則に則り、また去年の春、津において詮議の上このように条目が決まつたので間違ひがないように改めて帳面を差し上げるようにする事

元祿三年四月四日

市内

長左工門^㉔

この史料をまとめると、

①(伊賀)国中で昔より筋有る無足人、つまり御目見無足人層は、夫役・屋並み懸かりを免除された。

②父兄が無足人であっても、一所に居る間は、帯刀・衣服勝手次第であるが、別家したら弟は、無足人とは認めない。従つて帯刀・衣服等の特権もまた剥奪される。

③無足人家でも奉公に出ている間、肩書きは奉公人で、無足人を名乗ることができない。

④藪廻り無足人、山廻り無足人の役目替の時、その出入りは平無足人層であった。つまり、藪廻り無足人、山廻り無足人は平無足人層からしかならず、筋有り無足人である御目見無足人層は勤めなかつた。

⑤無足人の無足人帳への登録は、藩が勝手に行うものではなく、その村の大庄屋、庄屋、年寄、組頭の推薦、認可があつて初めて、藩で詮議

されるものであり、むしろ藩はそれを追認する形であつた。

⑥前述と同じような内容だが、無足人でも具足一領、鎧一本、下人を召し抱えている者は同様の手順の上、御目見無足人に付け加えられた。また、無足人帳は二冊あり、控えの帳が存在したことがわかる。

⑦村の庄屋は、(たとえ無足人家であつたとしても)藪廻り無足人に入れないといふことある。藪廻り無足人、山廻り無足人は、役付けであり、したがつて一年のうち何日かは公用を勤めなければならなかつたので、掛持ちは不可で、庄屋は藪廻り無足人を勤めてはいけなかつたことがわかる。

このように、無足人の特権や呼称については細々とした規定があつた。この史料から、無足人には、平無足人層と御目見無足人層の間で、はっきりとした身分的序列があり、役職においても無足人頭は御目見無足人層が、藪廻り無足人・山廻り無足人は平無足人層が勤めるといふ明確な決まりがあつた。ちなみにこの触れを出した市内と長左工門はそれぞれ矢守市内、杉井長左工門といひ、二人とも郡奉行であつた。軍事においては、無足人頭や藪廻り無足人は伊賀城代に属するが、内政的な無足人帳の記載や無足人の勤方についての心得の場合には、村方支配担当の郡奉行の采配だつたといふこともわかる。

【史料一〇】

令用捨其代りに相應之儀可申付也縦無足人といふ共すちなきものハ地下なみ可為事

右慶安四年正月八日 十四ヶ條ノ内

六奉行^㉕

用捨(免除させる)。其の代わりにきつと相應の儀申し付けるであらう。たとえ無足人といへども筋なき者は地下並み(一般の百姓と同じ夫役)である。

右慶安四年正月八日 十四ヶ條ノ内

六奉行

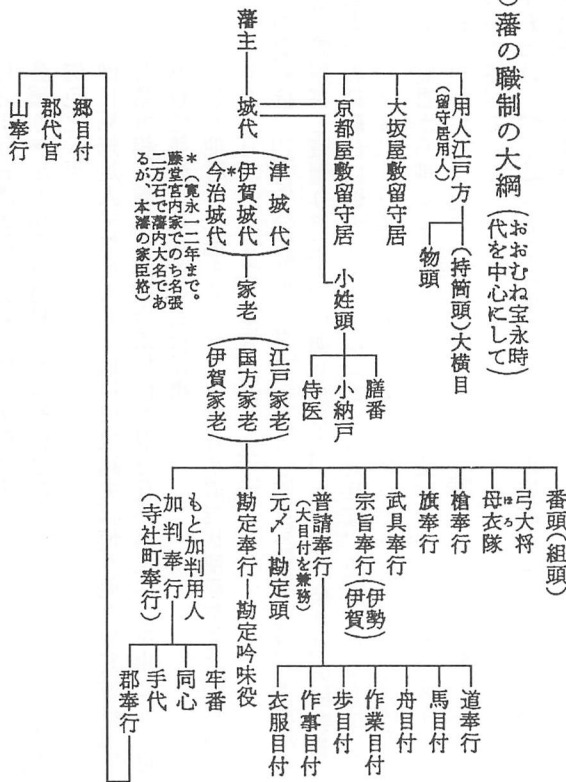
この史料はいきなり「免除する」と始まつている。これだけでは誰に何を免除するのかわからないが、内容や他の史料から察するに、「令用捨」の前には「むかしよりすじ有り無足人ハ夫役」が入ると思われる。「相應

之儀」とは、各夫役を免除する代わりにとあるので、おそらく軍役ないしそれに準ずる勤役であると推察される。また、ここでいう六奉行については、無足人を何らかの形で関わる（直属する等）伊賀における奉行を考えるに、二人いる伊賀奉行しか該当しない（資料一・二）。後の四人の奉行が何奉行なのか不明である。

資料一

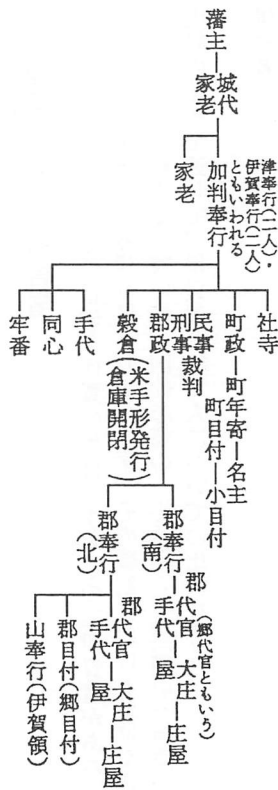
〔藩の職制〕

○藩の職制の大綱（おおむね宝永時（代を中心にして））



資料二

〔領内支配（地方支配）の職制と系統〕



出典：『藩史大事典』第4巻 中部編Ⅱ 東海（雄山閣出版、一九八九年）

〔史料一〕

一國中其村村在來待すじ無足人ニハ荷物かち持人足役ハ地下ニ而ゆるし可申也
明暦三丁酉正月八日 兩奉行

一（伊賀）國中村々に在來の侍筋の無足人には荷物徒歩持人足役は地下に許し申すものである。
明暦三丁酉正月八日 兩奉行

この史料は、伊賀国在來の筋有り無足人（御目見無足人層）に対して、夫役（荷物かち持人足役）を免除するといふものである。

〔史料二〕

無足人可相働覺

一高掛地下小人用糠藁等可爲村並候

一附御年貢米并糠藁上野出し之節自分之牛馬にて可相務事

一山手米可爲村並事

一其村之池井手普請惣而田畑二懸り申候諸役可爲村並事

一親兄弟子共并被官たりといふ井高を分別家二成候ハ諸役百姓並可爲事

一 伊賀者染井詰御屋敷番共御歩行如斯之御扶持人は他村に之越夫其村之川除普請道作状夫藏番任先例免之事

一 藪廻り無足人諸役可為村並候他村に之越夫其村之川除普請使任先例免之候事

一 御目見無足人平無足人共二他村に之越夫状使ハ免之候其村村川除普請可相務候但し俸役令用捨候歟取可仕候名代二人を出し候ハ可為百姓並候道造藏番可為村並事

一 山廻り他村に之越夫其村村之川除普請道造状使藏番免之候附山廻り之被官二人是(込)山廻り同前二免之事

この史料は、「無足人相働べき事」として、御目見無足人層、平無足人層の階層毎と藪廻り無足人、山廻り無足人、伊賀者、染井詰御屋敷番、御歩行の役職毎に勤めるべき夫役(言い換えれば、免除される夫役)を規定している。この文書には年月欠文書となつてはいるが、その前後の無足人の覚書から推して元禄三年のものに間違いない。ここではまず、各夫役について小学館の『日本国語大辞典』を参照に、その語句の意味について述べていく。

かわよけ【川除】(名)堤防などの水害防止施設。また、その施設を造ること。かわよき。

みちづくり【道作】(名)道路を新たに造ること。また、道路を修理すること。道普請。

最後に、この史料に関して、森岡清美氏が「伊賀藩無足人制度の諸問題」の中で、夫役の除を一覧表にまとめてあるのでそれを転載する(第一表)。この表によると、家中奉公人である伊賀者、染井詰御屋敷番、御歩行は、他村への越夫・其村の川除・普請・道作・状夫・藏番の全ての夫役を免除されている。これと同等の特権を有しているのが、山廻り無足人である。次に、道作と藏番を除く夫役を免除されているのが、藪廻り無足人であった。ここで注目すべき点は、たとえ筋有る御目見無足人といえども、無役の者は、一般の無役の平無足人と同じ扱いを受けている点である。先述の資料一、二と第一表で考察したように、御目見無足人と平無足人で、衣類や勤めることができる役職においては、はっきりとした身分的差別があつたが、村落における夫役の免除は、無役の者で

は、全く階層の間で違いはなかつた。これらのことから、いかに役の有無が重視されていたかがわかる。また、藪廻り無足人と山廻り無足人で、免除される夫役が違うことから、役職における負担の違いも加味されていたと考えられる。つまり、軍役や役職における仕事が多ければ多いほど、村落における夫役の免除は優遇されたのである。

第一表

役	家中奉公人		他村への越夫		其村の川除		普請道作		状夫藏番	
	在	不在	藪廻り無足人	山廻り無足人	御供無足人	平無足人	○	○	○	○
無役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
御供無足人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平無足人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(宗国史三頁「無足人可相働覽」により作製)

出典：森岡清美「伊賀藩無足人制度の諸問題」(伊賀郷土史研究会誌)第三号

○印は免せられる夫役

三、津藩における伊賀者

無足人と同じく、その祖先を伊賀の地侍とするものに伊賀者がある。ここでは、津藩にける伊賀者として、まず、その職制における地位や定義について考察する。続いて、国約志篇の「土兵條」と『宗国史』譜篇の史料の比較を通して、伊賀者と無足人についての比較を行う。

伊賀者

『宗国史』の「宝永年中録進将士斑籍 家中役人座席之覚」の九〇席目に伊賀者の項目がある。無足人頭よりも三席上位に位置し、職制が確立された後においては、無足人よりも伊賀者の方が、地位が高かつたことを示す。

【史料一三】

古細作之職也、常時在伊賀、屬奉行、公東觀、從行直邸中、屬留守居、按定疆之時、不聞別有此目、元和清平之後、累擧十數人、當時細作之巧、江之甲賀、及伊之諸村、冠天下、故世人稱細作、直言伊賀者、或言甲賀者、公之所募、不必悉出伊賀、蓋通稱也。一曰、忍者、邦言指微行、謂忍、本官在戰場、能潛行入敵營、因名²³

古くはしのびの者、問者の職であつた。常時伊賀にいて、(伊賀)奉行に属した。藩主が江戸に下る時には、それに随行し、江戸屋敷で宿直をした。その時は、江戸の留守居役に属した。高虎の慶長十三年伊賀移封の職制の中には、(伊賀者の)項目はなく、元和清平の後、(伊賀者を)十数人挙げて登用した。当時しのび、問者の巧みな者は、近江の甲賀及び伊賀の諸村(の者)であり、天下一であつた。故に、世の中の人々は、しのび、問者を称して、伊賀者、或いは甲賀者と言つた。高虎が募集したところ、必ずしも全員が伊賀より出た(伊賀出身者)とは限らなかつた。思うに、伊賀者は、細作(しのびの者、問者)の通称である。忍は日本の言葉でしのびゆくと指す。いわゆる忍とは、戦場にあつて、よく敵陣に潜行することから忍と名付けたという。

この史料によると、伊賀者は、元和偃武以後に組織され、藩主の東行に随行し、藩主を守る護衛として、御庭番的に藩邸で宿直をしたことがわかる。これに関して、

【史料一四】

廿人之しのびの者十人宛替番江戸へ可相詰候

時十九人也翌年閏三月下ル

寛永十三年七月十四日²⁴

二十人のしのびの者(の内)十人を替番に宛がえ、江戸へ詰めさせる。時に十九人であつた。翌年閏三月(江戸へ)下る。

寛永十三年七月十四日

とあるように、当初は、二〇人を二組に分け、一組は藩主の東行に際して、身辺警護を任務として、江戸では染井屋敷に詰め、染井留守居役の支配下に直属した。もう一方の組は、伊賀国にあつて、在郷に在りなが

ら上野府の伊賀屋敷に詰め、伊賀奉行に直属した。在国の者の任務は鳥目付として、鳥之法度を監視することと御番であつた。鳥之法度とは、在々にて、鉄砲のみだりに鳥を撃つことの禁止である。鳥を獲るということは、鉄砲を使用することであるから、この鉄砲についての禁令は、藩政の禁制の上では、最も厳しいもののひとつであつた。初期の幕藩体制が脆弱であつた時期は、鉄砲は一揆につながる重要な武器であつたため、監視は厳しかつた。そのため、伊賀者が在々郷々を廻つて、許可なく鉄砲を使用する者がないよう見廻つたのである。また、鳥之法度については、「鳥」と限定していることから、領主が鷹狩りを行うのに必要な小鳥を保護するという側面もあつた。

一方、江戸詰めとなつた伊賀者は、

【史料一五】

忍之衆前前ハ在在に罷在半分ハ耕作も致候今ハ江戸詰いたし候て勝手迷惑候間少宛御心附奉願候

寛永十四年九月²⁵

忍の衆前々は、それぞれ在郷に在り、半分は耕作していたが、今は江戸詰をしており、勝手迷惑ではありますが、少し御心(金や米)を宛がってくださいますようお願いいたします。

寛永十四年九月

とあるように、伊賀にいた時は、半分は(ここでいう半分とは、二〇人の半分の意ではなく、時間的半分である。)耕作することができていたが、江戸詰になると、逆に生活に困窮してしまふことがあつた。そのため、先に述べたように、二〇人を二組に分け、在国と江戸詰と交互にすることで、不公平をなくそうとしたと考えられる。いずれにしてもこのように待遇が悪く、生活が困窮してしまえば、より良い仕官先に流れるのは当然である。また、伊賀にいた、いわゆる忍の者全員が津藩に召し抱えられたわけでもない。伊賀における忍の者のこの状況が、次の第二節で述べるある事件を引き起こすのである。

伊賀者と無足人の比較

この節では、第二章で述べた無足人と第三章第一節で述べた伊賀者に

ついで、ある事件を事例に、国約志篇の「土兵條」と『宗国史』譜篇の史料を比較しながら、その共通点と相違点について考察する。

『宗国史』譜篇において、無足人は、「農兵」と「土兵」の二種に区分して、書き分けられている。すなわち、農兵は無足人頭、藪廻り無足人を指し、土兵は無役の一般無足人を指している。

先にも述べたが、伊賀の忍の者を取り巻く状況が要因となつて、ある一つの事件が起きた。その事件とは、寛永一四年に伊賀藩に命じて、封内の土兵の内、「他邦に宜する者」を国外へ追放した事件である（永井信濃守、岡部美濃守、松平下総守に仕えていた土兵が家族もろとも追放された）。さて、本題に戻るが、この事件は、『宗国史』譜篇では、「土兵」と記され、同じく国約志篇の「土兵條」では、「伊賀者」と明記されている。つまり、『宗国史』譜篇においては、伊賀者は、無役の一般無足人と同一視され、土兵に区分されているのである。しかし、藩制が確立された後は、伊賀者と無足人ははっきりと区別されている。しかも、職制において、伊賀者の方が、席が上なのである。すなわち、「宝永年中録進將士斑籍 家中役人座席之覚」では、伊賀者は第九〇籍、無足人頭は第九三席であった。しかし、藩政初期においては、伊賀者の史料の中に、「不聞別有此目」とあるように、まだ職制が確立されておらず、伊賀者と無足人がやはり同一視されていたことがわかる。

以上、『宗国史』譜篇と国約志篇の「土兵條」から伊賀者と無足人に対する表記の違いと区分について述べたが、次に今まで見てきた史料からわかる無足人と伊賀者の共通点、相違点についてまとめる。

〈共通点〉

①伊賀者、無足人共にその出自が、基本的に伊賀の地侍層である。（一部例外として他国出身者もいる）

〈相違点〉

①無足人頭、藪廻り無足人が上野城代に属したのに対して、伊賀者は伊賀奉行に属した。

②無足人が無足人頭を筆頭に組織化されて、上野城代に属しているのに対して、伊賀者は、その性格上、個々に伊賀奉行に属した。

③無足人が軍事的予備兵力としてだけでなく、大庄屋や庄屋となつ

て、津藩の在郷支配においての役割を果たしたのに対して、伊賀者は鳥之法度に代表されるように、内部的には目付・監視、外部的には間諜と軍事的要素が強い。

などが挙げられる。このように、伊賀者と無足人について、その系譜は同じようなものであつても、その役割については全く異なつていたことがわかる。

四、伊賀国無足人制度の実態

以上伊賀国の無足人制度について、考察してきたが、結論から言うと、伊賀の無足人制度は、「藩制と村落社会の両側面において、藩政を補填した極めて合理的な制度」であった。軍事と内政という両極の分野で、それぞれ重要な役割を担い、津藩にとって存在価値の高い制度であった。以下に軍事面と内政面における無足人制度の存在意義についてまとめる。

〈軍事面〉

元和偃武以後、過大な武力の削減が、藩にとって急務となり、伊賀地侍を無足人として登用することによって、最少の経費でもって最大の予備兵力を確保する。

〈内政面〉

天正伊賀の乱後も、依然として、宮座の運営・多数の被官を有するなど村落内で指導者的役割を果たしていた伊賀地侍を登用することで、その一般の百姓に対する優位性を利用して治安の安定化、村落支配の潤滑を図る。

軍事面については、非常に現代の社会問題と似通っている。そもそも企業が正社員の数減らし、派遣社員や期間従業員を多用したことは、津藩が正規の軍事要員を減らし、伊賀地侍を登用した理由と全く同じである。つまり、最少の経費でもって、即戦力の人材を確保したいという考えである。

内政面に関しても非常に合理的である。村落内における既存の勢力関係をそのまま藩の在郷支配の機構に取り込むことによって、一から手探

『宗国史』に見る伊賀国無足人制度

りで創めるよりも手間が省くことができ、何より村落支配を円滑にし、治安の安定化を図ることができたのである。

おわりに

今回本稿を書くにあたって、最も参考にした文献は、『宗国史』と久保文武氏の『伊賀国無足人の研究』である。『伊賀国無足人の研究』は、無足人制度について、非常に多くの事例を盛り込み、史料もたくさん載せていることから研究史上出発点となる存在であった。しかし、久保氏の意見を踏襲するだけでは、先行研究をなぞっているにすぎない。そこで、久保氏の意見は、無足人に関する一意とするにとどめ、久保氏への批判を通して、自分なりの論点や問題点を導き出す必要がある。

本稿では、『宗国史』から見ると伊賀国無足人制度」として、使った史料は、『宗国史』の史料のみにとどまったが、今後の研究では、伊賀城代家老日記の『永保記事略』や、津藩の三代史書の一つ『序書類変』なども参考にするのを今後の課題とした。

更に、今回本稿を書き終えて痛感していることは、史料を読むに留まり、無足人の特権について、階層・役職毎(どの無足人に対して認められた特権か)、年代毎(いつの時代に認められた特権か)、内容毎(どのような特権か)、誰によって認められたのか、その特権が発動される場所はどこか(藩か村か)、国毎など体系的にまとめられておらず、それぞれがばらばらになってしまっていることである。これらを項目毎に無足人の特権を表にし、わかりやすくまとめることが急務であると考えられる。また、同じ津藩内でも、伊賀国の無足人とその他の無足人(伊勢、大和、山城国などの無足人)ではどのような違いがあったのか、同年代の特権を比較することで、国毎の無足人に対する藩の姿勢や、伊賀国無足人制度の特殊性がより浮き彫りになると考えられる。

史料読みに関しても為政者の側からだけでなく、無足人の側からの視点でも史料を読むという作業をやっていかねばならない。そのためには、『大和国無足人日記』など無足人自身が書いた史料を読み、生の無足人の生活の様子や考えを知ることが必要だと考えている。以上の課

題に関しては、今後研究を深めていきたい。

注

(1) 藤田達生『江戸時代の設計者 異能の武将・藤堂高虎』(講談社、二〇〇六年)。

(2) 『國史大辞典』(吉川弘文館)には、以下のように記述されている。無足は知行や俸禄の無い意味で、中世から近世にかけて所領のないことをいった。鎌倉幕府では正治二(一一二〇)年十二月に、治承・養和以後の新恩地で五百町を越える者には、その余分を召し放して無足の近士に与えようとして宿老らを周章させたことがある。『御成敗式目』には、長子でありながら何らかの理由で父母の所領の配分に与らなかつた者に、跡をついで嫡子となつた者から五分の一を分与することを定めているが、その者を無足の兄と称している。このように所領のない場合を無足といったことから転じて、所領からの収益のないことなどを無足といい、さらに所領のない者を無足人とか無足衆、あるいは単に無足ということでは中世後期には広く行われた。(略)江戸幕府では、御家人などの次・三男で無足の者は無足部屋住と呼んでおり、それに奉公を命ずる場合には新規召抱か見習動にして、役名の場所へは任用しない原則であったが、幕末には術業にすぐれた者は役名の場所へも採用を認めた。しかし当主になるまでは本役にしない定めであった。諸藩でも無足組などの名称を残したところもあるが、無足人制度を設けていたのは藤堂氏の津藩とその分家の久居藩で、その領分のあつた伊勢・伊賀・大和・山城などで行われた。この無足人は他藩の郷士や地士に相当するものであつた。無足人は村落に居住するが、苗字・帯刀を許され、具足一領・鎧一筋を所持し、戦時には出陣する用意を必要とし、幕末維新の際には、大和天誅組との戦いや鳥羽・伏見の戦などに従軍した者もあつた。無足人の制度は伊賀で始められた。天正九(一五八一)年の織田信長の伊賀攻略にあつて反抗した在地領主のうち、民間に隠れて、やがて土着した者も多かつた。これらの者に半士半農の地位

を与えて、藩への抵抗を弱める目的があつたといわれる。それが伊勢その他の所領にも及んだ。無足人に取り立てられた者は、初期においては由緒ある筋目の者であつたが、後期になると、村役人として精勤した者や金穀を藩に調達した者から取り立てられた。大庄屋や庄屋も無足人から取り立てられることが多く、農民統制上重要な役割を果たした。無足人は夫役・棟割などの課役は免ぜられ、村落内では特別な地位を占め、村域を越えて無足講を結成したり、神社の祭祀にあつたつては無足人座という宮座をつくつたりもした。無足人が窮乏して、一領一筋の武器を備えることができず、軍用を勤められなくなれば、帯刀・衣服免許の書付を返上して、その身分を失つた。明治維新後、家筋由緒のある者は由緒書を提出して士族に編入された。なお田地を持たない無高百姓を無足人と称した地方もある。

- (3) 久保文武『伊賀国無足人の研究』(同朋舎、一九九〇年)、二五頁。
- (4) 藤堂高文編 藤堂高芬校訂 上野市古文献刊行会編『宗国史 譜篇』上巻(同朋舎出版部、一九七九年)、四六頁。
- (5) 同右、四六頁。
- (6) 藤堂高文編 藤堂高芬校訂 上野市古文献刊行会編『宗国史 国約志 民政雜録』下巻(同朋舎出版部、一九八一年)、二八五頁。
- (7) 前掲『伊賀国無足人の研究』、九頁。
- (8) 森岡清美『伊賀藩無足人制度の諸問題』『伊賀郷土史研究会誌』第三号、七〇頁。
- (9) 前掲『宗国史』下巻、三九五頁、職品志 宝永年中録進将士斑籍家中役人座席之覚。
- (10) 前掲『伊賀藩無足人制度の諸問題』、六三頁。
- (11) 同右、六八頁。
- (12) 前掲『宗国史』下巻、四二八〜三三二頁、兵賦志 越前戒嚴簿書。
- (13) 前掲『伊賀国無足人の研究』、三九頁。
- (14) 同右、五八頁。
- (15) 『統集懷録』。
- (16) 『宗国史』、下巻、国約志 土兵條、三一九頁。

- (17) 同右、三一九頁。
 - (18) 同右、三一八頁。
 - (19) 同右、三一九頁。
 - (20) 同右、三一九頁。
 - (21) 同右、三一九頁。
 - (22) 前掲『伊賀国無足人の研究』、七八頁。
 - (23) 前掲『宗国史』下巻、職品志 宝永年中録進将士斑籍 家中役人座席之覚、三九五頁。
 - (24) 前掲『宗国史』下巻、国約志 諸司規條、三三七頁。
 - (25) 前掲『伊賀国無足人の研究』、二五〇頁。
 - (26) 前掲『宗国史』下巻、国約志 諸司規條、三三七頁。
- (本学文学研究科史学専攻博士課程前期課程)